

弘前市長から市民の皆様へ
新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援制度等について（6月4日）

弘前市長の櫻田宏でございます。

新型コロナウイルス感染症に関して、全都道府県で緊急事態宣言は解除されましたが、今もなお、人々の日常と地域経済に極めて深刻かつ甚大な影響をもたらし続けており、第2波、第3波も含めて依然として予断を許さない状況にあります。

市民の皆様におかれましては、引き続き『3密』の回避や、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした新しい生活様式に基づく感染防止対策の継続を徹底してくださるようお願いいたします。

さて、これまで、弘前市では、新型コロナウイルス対策本部会議等で決定し、令和2年3月の第1回市議会定例会、4月24日の市議会議員全員協議会、5月22日の市議会臨時会において、議会の承認を得て各種支援制度等を予算化してきておりますが、その内容につきまして改めてお知らせいたします。

まず、国の支援制度である「特別定額給付金」についてであります。市では、5月6日から、マイナンバーカードでの「オンライン申請」を、5月9日から市独自の取り組みである「緊急申請」を受け付け、5月7日から順次給付しているほか、5月29日からは、世帯全員の氏名・生年月日が記載された申請書と返信用封筒を同封いたしまして、世帯主様宛に郵送しております。

お手元に届いた申請書に必要事項をご記入いただき、押印のうえ、世帯主確認用として運転免許証か保険証などのコピーと振込先の銀行口座が確認できる通帳などのコピーを同封して返信用封筒で郵送してください。

「郵送申請」は、8月31日までの申請期限となっておりますので、忘れずに申請してくださるようお願いいたします。

次に、小売業や飲食業などの事業者に向けた市独自の支援策についてであります。

まず、「小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金」については、これまで従業員5人以下の事業者が支払った事務所・店舗等の家賃を対象に、10万円を上限に全額を補助しておりましたが、今回の補正予算では、補助対象を拡充して事業者が所有する事務所・店舗等の固定資産税、都市計画税相当額について、10万円を上限に補助することといたしました。

また、「事業活動持続チャレンジ応援補助金」として、市内の中小企業、小規模事業者等が感染拡大防止を図りながら、事業を継続するための売り上げ確保や店舗等の環境整備に要する経費の一部を補助いたします。中小企業者については、5分の4以内、小規模事業者等については、10分の9以内で、いずれも上限30万円までとなっております。

次に「中小企業者等事業継続支援金」についてであります。

イベントの中止や外出自粛の影響を受けている中小の飲食業やタクシー、運転代行業を対象に、令和2年1月以降の前年同月比で事業収入が20%以上減少した月が存在する事業者に対して、事業を継続するための支援金として業種、業態、事業規模により、10万円から100万円を給付いたします。

また、収入が大きく減少した宿泊業者に対しては、「宿泊業事業継続支援金」として、4月または5月の売上が前年同月比で50%以上減少した場合に、宿泊収容人数により30万円から100万円を支援金として給付します。

さらに「感染拡大防止滞在費補助金」として、やむを得ない事情で県をまたいだ往来などにより、家族などに対する感染や感染拡大をご心配されている方を対象に、1泊

2,000円で14日間滞在する宿泊プランを提供する事業を弘前市旅館ホテル組合の協力を得て実施いたします。

また、「宿泊施設受入体制整備費補助金」として、今後の宿泊施設

の利用促進のため施設の改装や機能向上等に要する整備費用の一部を10分の9以内で上限100万円まで補助します。

そのほか、当市の物産販売の促進を図るための支援や、公共交通機関である路線バス、鉄道事業の運行維持のための支援も行うことといたしました。

さらに、医療現場や介護現場で従事されている方々にとっては、家族への感染拡大が心配だと思います。そういった心身の負担軽減を図るとともに地域の医療提供体制を維持するため、医療従事者が勤務する医療機関等の長が感染拡大防止を目的に、ホテル等の宿泊施設を利用させた場合、その経費を医療機関等に補助いたします。

個人向け支援については、子育て世帯に対し、一部、所得制限はありますが、令和2年4月分の児童手当受給者を対象に、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども、1人につき1万円を臨時特別給付金として支給します。改めての申請手続きは不要で、令和2年6月26日に振り込みになります。

また、去る6月1日、昨年度整備を進めていたすべての小学校、中学校へのエアコンが稼働いたしました。雪国とは言え、夏は30度を超える日も続きます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため学校が休業になるなど、授業の遅れが心配される中、当市では、午前授業や分散登校など極力授業の遅れが発生しないように取り組んでおりましたが、夏休みに出校することとなった場合でもエアコンが稼働していることで、子どもたちが快適に学ぶことができると思っております。

そのほか、小口資金の利子補給補助金など個人向けの支援については、これまで同様、休業や失業等により影響を受けた方に対する支援を継続しております。

ただ今、ご説明させていただいた制度の詳細や、その他の国等の支援制度等と併せて、市ホームページでご確認くださるか、市役所の各担当課または弘前商工会議所へご相談くださるようお願いします。

市といたしましては、第2波、第3波の感染拡大を見据え、6月議会に新型コロナウイルス感染症対策として、第4弾となる補正予算を提出いたします。

小学生、中学生への学ぶ環境の整備として、国の「GIGAスクール構想」に基づき、令和元年度から順次整備を進めていた1人1台のタブレット端末の配備を前倒しして、今年度、学年を制限せず、すべての児童・生徒を対象として配備することといたします。

そのほか、市内の大学に対する補助金や介護福祉施設等が取り組む安全対策に対する補助、中小企業者等の事業を継続のための支援金の給付など、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び経済対策に地域一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、市といたしましては、国・県の動向を見据えながら、地域に密着した即効性と実効性のある取り組みを迅速に実行し、社会・経済機能への影響を最小限にとどめていくよう努力してまいります。

また、1日でも早く、明るく健やかな市民生活と地域経済を取り戻すために、市民、事業者、関係機関、行政が心を一つに一丸となって、取り組んでまいりたいと思っておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。